

中野区教育委員会会議録 平成22年第31回定例会

○開会日 平成22年10月22日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前11時22分

○出席委員（4名）

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員（1名）

中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
------------	---------

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事（教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

飛鳥馬 健 次

委 員

大 島 やよい

○傍聴者数 2人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第37号議案 中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 10 / 8 区長と教育委員の懇談会について
- ・ 10 / 15 研究発表会（江古田小学校）について
- ・ 10 / 21 東京都医師会学校医会について

(2) 事務局報告事項

- ①警察大学校等跡地地区の国家公務員宿舎用地について（学校再編担当）
- ②中野区の図書館システムに係る個人情報の流出について（中央図書館長）

〔協議事項〕

(1) 「中野区教育ビジョン（第2次）」案について

中野区 教育委員会
第 3 1 回定例会
(平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日)

午前10時00分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第31回定例会を開会いたします。

本日の出席状況でございますが、高木委員が所用のため欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

飛鳥馬委員長

日程第1、第37号議案「中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則」を上程いたします。

指導室長、よろしくをお願いします。

指導室長

それでは、第37号議案「中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則」について、ご説明申し上げます。規則自体のものと、もう1枚、右上に「参考」とございます資料をごらんいただきたいと思います。概要がここにありますので、これに沿ってご説明をまいります。

まず、中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則でございますけれども、現行のものは中野区教育委員会電子計算組織管理運営規則というものでございまして、平成2年に策定をされたものでございます。その後、大きな改定もなく進んでまいりましたが、いろいろ情報システムの進展に伴いまして不整合が出てまいりました。また、中野区自体のものも新たに策定をいたしましたので、それに合わせて改正、また新たな規則をつくるということで上程をしているものでございます。

規則の趣旨でございますけれども、3点ございます。情報システムを導入する際の手続を定めたもの、二つ目といたしまして、情報システムの利用、情報資産の管理、情報システムの結合、情報安全等の運用について定めたもの、また、3点目といたしまして、教育委員会情報システム委員会の設置、付議事項、運営等について定めたものでございます。

目的でございますけれども、冒頭に申し上げましたように、中野区情報政策の推進に関

する規則が策定をされましたので、それに合わせて新たにつくり直したものの、また、校内LAN等の整備が進んでおりますので、教育委員会電算システム委員会のあり方を見直しました。この2点が主な目的でございます。

実際の内容でございます。3番のところをごらんいただきたいと思います。

一つ目は用語の定義でございます。これまでの規則におきましては、中央電子計算組織、いわゆるホストコンピュータと、小型電子計算組織、いわゆる情報端末、パソコンという定義でしてございましたけれども、これを一括して情報システムという概念で再構築をいたしましたものでございます。これに合わせまして、教育委員会の規則も同様の扱いをするというものでございます。また、小型端末装置ということで、各学校で使っておりますいろいろな情報端末についても、すべてこの情報システムという中の概念に含めるというものでございます。

2点目といたしまして、「教育用以外の情報システム導入手続について」ということでございます。これについては区で調達ガイドラインに基づいて導入するということになっておりますので、区長部局の規則をそのまま準用するというものでございます。ちなみに、この教育用以外の情報システムと申しますのは、現在、教育委員会事務局で職員が使っているコンピュータシステムということでございます。

3点目が、「教育委員会情報システム委員会」の設置及び運営について定めたものでございます。かつての「教育委員会電算システム委員会」の名称を改めまして、付議することにつきましても、第9条から第12条の中でございますけれども、改めてここに設定をいたしました。

裏面をごらんいただきたいと思います。それに伴いまして、構成全体を見直して文言整理をいたしました。また、③のところがございますけれども、「データの安全管理」というような章がございましたが、すべて「情報安全」という言葉に統一をするということにいたしました。

施行日でございますけれども、ご議決をいただいたところからというふうに考えております。

もう一つ、いわゆる規則全体のところをごらんいただきたいと思います。左上をとじたものでございます。第1章の「総則」から始まりまして、裏面の第2章「情報システム」に情報システムの導入について定めております。第3章の「教育用情報システム」で教育用情報システムの導入について定めているところであります。

それから、2ページ目の裏面でございますが、第4章の第9条に「教育委員会情報システム委員会というものを設置する」という文言がございます。第10条のところにその構成メンバー、そして第11条に付議事項ということでそこに載せてございます。この中で、今後、学校教育現場で行われております情報教育、またどういふシステムを構築していくかということについても検討していく所存でございます。

説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして質疑がございましたらお願いします。

大島委員

平成2年につくられたものだという事なので、もう20年も前に規則がつくられたということになりますと、電子計算システムというものは日進月歩でいろいろ変化もしていると思うのです。20年もそのまま不都合はなかったのかななどという素朴な疑問もあつたりするのですけれども、具体的に、こういう規則では、運用上、不都合だとか、何かそういうことというのはあつたのでしょうか。

指導室長

例えば、今までの規則でございますと、データの安全管理というところで、磁気記録データの管理ということで、フロッピーディスクですとか、それ以前の磁気テープを想定していた文言がございましたけれども、今ほとんど使われていない状況でございますので、そのようなところの整合性も図る必要が出てまいりました。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

もう一つよろしいですか。

教育システム委員会というのを設置するという事で、これは、今のご説明の私の理解によると、学校で使うシステムについていろいろ審議したり決めるというようなことですよけれども、ということは、教育委員会の中でも、学校でない、例えば事務局で使う電算システムとかは教育システム委員会とは全然別の管轄ということになるのでしょうか。

指導室長

これにつきましては、区の調達規定に基づいて行うということでございます。

山田委員

今の件ですけれども、教育システム委員会は今までどのぐらいの開催をされていたのかというところと、情報危機管理ということなので、パソコンなどにかなりたけた方が入っていらっしゃる必要があるのではないかなと思うのです。その点についてお伺いしたいと思います。

指導室長

現行の委員会でございますけれども、年3回ほど行われております。また、臨時でも行っているところでございます。

メンバーとしては、校長会や副校長会からの代表ということでございますので、特にたけたということではございませんけれども、それぞれのお立場の中でご発言、お考えをいただいているところでございます。

飛鳥馬委員長

ただいまの関連ですが、組織上で言いますと、事務局次長が統括管理者ですね。その下に、今言った委員会というのがあるのだらうと思うのです。それと、執行責任者のほうは、指導室長及び区立の幼稚園、小・中学校の長は、その組織上の責任ということで言いますと、委員会の責任と教育委員会次長との関連でどんなふうになりますか。

指導室長

第10条のところがございますが、構成メンバーといたしまして、教育経営の統括管理者、それから関係する分野の統括管理者と指導室長の職ということでございます。また、先ほど申し上げた校長会、副校長会の代表でつくっておりますけれども、この教育委員会の情報システム委員会自体はここでは次長が責任を負うということになっています。これについては、第7条の第4項のところがございます。「次長は、第1項又は前項の承認を行うに当たっては、最高情報統括責任者の意見を聴くことができる」ということで、次長がその中のトップということになってございます。

また、同じく、第4条のところに、「統括管理者は、教育情報システムを導入するときは、教育用情報システム導入申請書を中野区教育委員会事務局次長に提出しなければならない」とありますので、情報システム導入については次長の決裁ということになります。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

山田委員

もう1点確認です。

運営規則の改正はそれなりに必要だと思うのですが、特に13条ですね。各セキュリティポリシーを遵守ということですが、この辺のことについてはどのぐらいの徹底がどのような場でなされているかを確認しておきたい。

指導室長

ちょうど先月でございますけれども、副校長を対象にこの情報セキュリティポリシーの研修を行ったところでございます。情報の管理責任者として、いわゆる校長、それから副校長がそれに当たりますので、校長・副校長にそのことを徹底しております。また、服務という意味からも、個人情報の流出、紛失等の防止ということで校長会等でもお話をしているところでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませでしたら、質疑を終了いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第37号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了しました。

<報告事項>

飛鳥馬委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうは、今月8日、区長との懇談会を皆さんと一緒にしました。

以上です。

それでは、山田委員、お願いします。

山田委員

私も、10月8日、教育委員会終了後、区長と主に教育行政に関係した幅広い意見交換を

行いました。特に校外施設の今後のあり方ですとか、家庭学習をどのように定着させるかなどについていろいろと忌憚のない意見が交わされまして、今後、また区長さんとお話し合いができることを楽しみにしているところでございます。

それから、昨日、東京都医師会の学校医の委員会がありました。もうご承知でしょうけれども、区報にもインフルエンザのことが書かれたかと思えます。今のところ、今シーズンについては学級閉鎖はまだ東京都内で6学級で、そのうち4例がいわゆる去年の新型インフルエンザ、1例がA香港、1例がBということですがけれども、まだまだ散発的でそれ以上の広がりを見せていないということでございます。

去年度のこともありましたけれども、豚型、いわゆる新型のインフルエンザというのは、日本は国民皆保険制度がある関係で、ぐあいが悪ければ早目に医療機関を受診しますし、医療機関では検査キットがありまして瞬時にA型、B型が判別できますし、あとは、抗インフルエンザ薬のタミフルとかリレンザが潤沢にいつているという国でありまして、去年度は死亡例が196人でしたか、世界でも類を見ないほど非常に少ないです。アメリカは1万1,000人とかいう数ですから単位が違いますね。ということでは、きちんとできていたということの検証です。特に30代から50代の方たちは免疫が少ないということがありますので、接種が必要であろうということと、去年妊婦さんが随分心配していたのですけれども、日本では人工呼吸器をつけるほどの重症例もなかったということです。引き続いて、妊婦さんはハイリスクということで接種が必要であろうということで、妊婦さん用の、いわゆる水銀が入っていないチメロサルフリーの、去年度使いましたプレシールドワクチンというのですけれども、それもことは潤沢にあるということですから、機会があったらなるべくきちんと打っていただきたい。手洗い・うがいはもちろんでございますけれども、予防接種で予防していただきたいということです。

学校のほうにおけるインフルエンザの発生についての措置につきましては、去年度は新型インフルエンザがはやった関係で、たしか有熱者が2名以上出たらというふうなことがありましたけれども、ことしはおおむね10%以上の児童・生徒が休んだとき、もしくは急激に欠席者がふえた場合、また、近隣の情報に基づいて学校医と相談しながら学校長が教育委員会と相談して学級閉鎖などを決めるということでもあります。

ただ1点だけなのですけれども、インフルエンザに罹患しますと、病日6日ぐらいでもまだウイルスの存在が8%ぐらいあるのではないかとということでございます。学校への出席停止処分は解熱後2日ということですがけれども、きょう解熱したらきょうは0日なので

すね。あと2日必要だということです。要するに、解熱した日は入れないのですね。それは病後0日であと2日ということです。ですから、おおむね発症して1週間ぐらいは必要だろうということでもあります。なお、幼稚園・保育園については、解熱後3日というふうになっているのですね。そういうことを踏まえると、安全性をとれば、解熱後3日のほうがいいのではないかという意見がきのうも出されておまして、そのほうが安全だろうと。もちろん、二次感染の発生予防になるだろうということですが、これは保護者の方々の理解を十分に得ませんといけないのではないかなと。

特に心配されますのは、おととい新しい抗インフルエンザ薬が発売されて、1日の投与で5日間効くというのが出たのですね。1日の投与なので3日ぐらいで熱が下がってくるというデータが出ていますけれども、そういった場合でも解熱後2日を守っていただきたいということを徹底しないとイケないのかなと思います。

抗インフルエンザ薬につきましては、今までのタミフル、リレンザの5日間投与、あと、新しい吸入薬のお薬のワンショットのタイプ、それから点滴の静注用の薬、4種類の抗インフルエンザ薬が日本ではそろってきているということで、いろいろとバリエーションができて、早くにインフルエンザを治すことができるようになったということでございます。

私からは以上です。

飛鳥馬委員長

大島委員、お願いします。

大島委員

私も10月8日の午後、ほかの委員の先生と一緒に区長さんとの懇談会に参りました。本当に率直にいろいろと意見交換ができて大変楽しかったですし、それをまた中野の教育行政のほうにも役立てるように形づくっていきたいというふうに思いました。

それから、10月15日の午後なのですが、江古田小学校で研究発表会がありましたので行ってまいりました。テーマは「体育」でございまして、当日されたのは、具体的には、1年から6年まで体育の授業の実践を皆さんに公開して、その後、今までの指導についての指導室長の講評や早稲田大学の講師の先生の講演というような内容だったのです。実際の児童のその場での授業の実践の内容は、フラッグフットボールとそれをアレンジしたものというようなことです。フラッグフットボールのやり方というのは、ボールをゴールまで運ぶのだけれども、腰にベルトを巻いて、そこにマジックテープでとめた二つのきれといますかテープを1人二つずつ両方に張っているのですけれども、敵のそのテープをとると

か、そういうことができるので、ボールを追いかけるということと、そのテープをとると
いうような二つの面から競うことができる。いろいろなバリエーションがあつて、1年生
などは、向こうの陣地まで行って、その間にテープをとられないようにとか、初めはそれ
だけの簡単なものとか。だんだん複雑なものになってきて、6年生はフラッグフットボ
ールの作戦会議から始まる実際の試合をやったりとかということで、バリエーションが見ら
れて大変おもしろかったです。

フラッグフットボールは中野区では大分ポピュラーになってきたと思うのですが、
運動が苦手な子でも参加できる。作戦タイムなどもあつて頭脳も使うということで、そ
ちのほう得意だという子はそういうほうで力を発揮できるとかというようなこと。ほか
のスポーツですと、運動能力が高い子だけがいい、苦手な子はどうもしょんぼりしてしま
うみたいなどころがあるので、そういうことでなくみんな楽しめる。また、テー
プをとられたりするのがゲーム的なおもしろさもあるというようなことで、いいスポ
ーツなのではないかと思いました。

それと、江古田小学校は平成18年から重点的に体力向上に取り組んでいる学校なので、
校長先生やその他の方のお話にもありましたけれども、体力向上というのは1カ月やっ
たからすぐ効果が出るというような即効性があるものではないので、やはり1年、2年じ
っくりかけていけば子どもの体にだんだん変化が出てくるというようなこと、始めた当
時は体力テストの結果などもよくはなかったのだけれども、3年、4年とたってくると、
かなり効果が出てきて、体力もついて、テストの結果にもあらわれているというよう
なお話がありましたので、じっくりと取り組んでいただいて大変すばらしいなと思いま
した。ほかの学校でも、体力向上というのはぜひ重点的にやってもらいたいものだ
というふう感想を持ちました。

私からは以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、教育長、お願いします。

教育長

特にございませぬ。

飛鳥馬委員長

それでは、各委員からの報告に何か質問等がございましたらお願いします。

私のほうから山田委員に2点です。

1点は、新型インフルエンザ。先ほど2日とか3日とか執行停止という話が出ましたけれども、今までも風邪のとき、治っても、熱が下がってもというのがありましたが、これは指導室の関係でしょうか、法的に「執行停止」という言葉をきちっと使って位置づけてよろしいのかどうか1点です。

もう1点は、これは山田委員でしょうか、新型インフルエンザは、今、日本の場合には心配する状況ではないのかもしれないのですが、去年の例を考えると、外国から帰ってきた子どもたちなどが発端といいますか、そこからニュースが始まったと思うのです。ですから、日本で流行していないからという考えではなくて、世界的な状況を見て、今、グローバル社会で人の行き来が非常に激しいわけですから、日本はそうはやっていませんよというのでは済まないのだらうと思うのですね。予防接種をするときに、そういう世界の情報とか何かも考えながら予防接種したほうがいいのか。勧めるとか、そういう周知というのですか、それは医学界でどうなっているのでしょうか。

この2点。

指導室長

学校教育法に出席停止という扱いがございまして、登校すべき日数からそこは除外するという考え方で、インフルエンザはもちろんそうでございますし、そのほかの感染症についてはそういう規定がございます。

飛鳥馬委員長

今までの風邪、要するにインフルエンザ、新型であろうが何であろうと一緒に扱ってよろしいということですね。

指導室長

はい、そのとおりでございます。

飛鳥馬委員長

欠席日数にはカウントされないと。わかりました。

では、山田委員、お願いします。

山田委員

飛鳥馬委員長がおっしゃることは……。きのう羽田空港も国際化が始まりましたので、まさしく世界の感染症については、日本といえどもそれから外れるわけではないと思うのですね。ですから、その辺は、特に国立感染研あたりが情報をかなり流しています。その辺をキャッチアップしてということではあるのですけれども、予想だにしない感染症が日

本でも見つかることがあるのですね。そんな範疇の中で、インフルエンザもその中に入ってくるのかなと。ただ、今ある情報では、今のところ世界的にインフルエンザがある地域ではやっているということでもないですし、高病原性の鳥インフルエンザについても今のところそれ以上の発症を見ていないということです。ただ、その辺の情報はしっかり把握して対応していかなければいけないのかなというふうに思います。今、日本の方も海外はいろいろなところに出かけていきますし、私のところでも、夏にアフリカに行かれた女性が帰国して下痢と嘔吐で来られたり。こういうのは、普通はいわゆる検疫のところではひっかかればいけないのだと思うのですけれども、日本はイエローカードは比較的緩いですね。私はびっくりしてすぐに保健所に応援を求めました。結局、大したことはなかったようですけれども、やはりその辺は心配ですね。ですから、その辺も十分注意しなければいけないのかなというふうに思っております。

いわゆる去年度の新型インフルエンザは豚型で比較的軽いというイメージがあるかと思うのですけれども、いつ何どき、これが変異するとも限りません。ただ、日本の予防接種一つとりましても、新たにはやったものに対してはそのウイルスさえつかまえば3カ月ぐらいで新しいワクチンが作れる能力は持っている国ですので、その初動さえ間違えなければ、大きなパンデミックは何とか防げるのではないかなというふうに期待はしているところです。

飛鳥馬委員長

素人が考えるのは、早目にワクチンを打つように勧めたほうがいいのかなと思うのですが、時期的に、これから寒くなって、大学生などは卒業何とかで海外へ行くとか、そういうのが多いですね。でも、持ってこられると、1週間かそこらであつという間に感染してしまうでしょう。それからワクチンを打ったのでは遅いのです。ワクチンが効くまでの期間がありますから。つまり、保護者、子どもたちに「打ったほうがいいですよ」と言うのに、どんなふうなことで言ったほうがいいのか。教育委員会として「打ちましょう」というふうに言うかどうかですね。はやってからだと学校対応は大変なわけです。去年みたいな物すごい学級閉鎖で、休んで、授業日数が足りないから何とかしましょうと。そういう経験があるわけですから、そうしないためにはやはり経験を生かさないといけないわけでしょう。だったら、中野区教育委員会としてはできるだけ打ちましょうと。今言うようなことを学校でも話をして保護者に伝える必要があるのかなと思うのです。様子を見ているのではなくて。というふうに私は個人的に思います。事務局で検討していただいてもい

いですがけれども。

以上です。

ほかはよろしいでしょうか。

山田委員

今のに関係してなのですからけれども、予防接種というのはもちろん個人がうつらないようにするということはあります。でも、予防接種を打つことで人にうつさないこともできるという社会的な側面もあるのですね。この二つを強調しませんが、個人責任だというだけではなくて、地域で社会として守っていくというふうな姿勢が大切なのだらうなと思います。その中で、この間の区報などには、手洗い・うがい、人ごみを避ける、健康管理に気をつけようとか、せきエチケットというのが出ていますね。なおかつ、今日本では予防接種が潤沢にあるので予防接種を打ちましよう。こういったことの啓発が必要なのではないかと思います。

飛鳥馬委員長

課題はたくさんあるかなと思いますが、またご検討をお願いします。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、質問がありませんので、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

初めに、「警察大学校等跡地地区の国家公務員宿舎用地について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、お手元の資料の「警察大学校等跡地地区の国家公務員宿舎用地について」、ご報告させていただきます。

当該用地につきましては、区といたしまして、その計画についての見直しが行われた場合、より望ましいオープンスペースの確保を図るため、取得することとし、所要の働きかけを関係機関、国に対して行う旨の方針を平成22年7月2日の当委員会において報告させていただいたところでございます。このたび、区のこうした働きかけにおいて国・財務省は宿舎建設を取りやめ、当該用地を売却する決定に至ったといったものでございます。

これまでの経過でございますけれども、平成17年10月、囲町地域の陳情が採択されまして、区は当時の警察庁・中野南宿舎を移転するよう財務省に要請、平成18年2月には警察

大学校等跡地の有効活用を促進するための四者協議会、こちらについては、国、都、中野、及び杉並区でございます。協議に基づきまして、当該用地に国家公務員宿舎が移転されることとなりました。平成19年4月には、都及び区は国家公務員宿舎建設を前提といたしまして、中野四丁目地区地区計画を決定等の経過を経まして、この平成22年9月でございますけれども、関東財務局より当該公務員宿舎建設を取りやめ、用地処分の手続を行っていく予定であるとの連絡を受けたものでございます。

次に、今後の予定でございます。平成22年10月1日から3カ月間、12月末でございますけれども、関東財務局のホームページ上で、公用・公共用の取得要望を受け付ける公募が既に行われてございます。区に対しては、直接、取得要望の有無の確認が通知されることとなっております。

次に、公募期間中に区は、公園用地としての取得要望、こちらについては土地処分要望書という形での提出でございますが、そちらについては関東財務局に行く予定でございます。また、公募期間終了後には取得要望に関する財務省の審査、国有財産関東地方審議会におきまして諮問されまして、その答申に基づき財務省が処分方針を決定する予定となっております。なお、区への処分が決定された場合、その後、2年以内に土地売買契約を締結することとなっております。具体的には、平成24年度中までの購入を想定するものでございます。

なお、裏面に5,780平米の当該用地の位置図として参考図を添付させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がございましたらお願いします。

山田委員

9月の関東財務局から公務員宿舎建設を取りやめるということですが、用地の取得要望の受け付けが10月1日ということですが、区が要望を出した場合に取得する確率はどのくらいあるのかという点を確認したいということと、なぜ公園用地としたのかということ、この2点をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

まず1点目の区が取得できる可能性につきましては、ほかの公用・公共用の用地の取得要望がどこからどのような形で出るかは不明でございますけれども、これまでの経過といたしまして、関東財務局とのさまざまな私どもの働きかけを一応承知してございますので、

確率的には非常に高いものというふうに判断してございます。

あと、もう1点の公園の活用につきましては、先ほどもご紹介させていただいた区としての方向性と方針という形で、7月2日に方向性を報告させていただいたのですが、その際に、北側に隣接する統合新校の校庭との一体的な利用にも配慮し、統合新校のよりよい教育環境の実現を図るということを考え方として持っておりますが、基本的には、多くの区民の方の利用に供するというので、公園の拡張用地として取得するという方向性が示されているというところでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

長い時間、この土地について、特に統合新校の敷地も狭いのでという要望を随分してきたわけですがけれども、そのところが校地にならない、公園になると。そのところの説明をもうちょっとしていただけますか。

副参事（学校再編担当）

今の山田委員のご質問と同趣旨の回答になってしまうのですが、具体的には、中学校の校地等の活用、あるいは公園等の活用ということで区の内部で議論させていただいた中で、公園用地等を購入する際には、さまざまな部分で区民の活用、利用が高いということで、既に取得の1.5ヘクタールと合わせて一体的に中央防災公園としての活用もできるというところがございます。

もう1点の中学校の議論につきましては、せっかくの新校ですから、子どもたちにとって広い環境の中でグラウンドを使わせてあげたいというような意見はございますけれども、今般の財政的な問題も踏まえて、一般財源ですべて購入しなければいけないというような議論がございまして。片や公園用地でございまして、国の取得費、あるいは東京都の補助という形で、区からの持ち出しが非常に少ないという中で、今般の状況を見合わせまして、一応公園の用地として取得していく。ただし、先ほど申し上げたとおり、校庭としての一体的な利用を求めていくというような判断がされたところでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

教育長

経過と、公園用地として取得をするという区の考え方については副参事のほうからご報告したとおりのわけですが、これまでの経過の中で、統合新校の校庭というのは区の

中でもそれほど広いということではありませんし、よりよい環境という趣旨からしても、教育委員会としても区長のほうに、公園用地ではあるけれども、ある程度優先的な利用・活用ができるようにでありますとか、整備に当たっても校庭との一体的な整備ということについて要望しております。それから、議会の中での質問等においても、今、副参事も申し上げますような同趣旨のお答えをしておりますので、全庁的といいますか、区として共通認識としてそういう考え方を持っているということでご理解いただきたいと思えます。

飛鳥馬委員長

私も、学校として利用できれば非常に有効なのかなというふうに思うのですが、前に1回申し上げたことがあるかなと思うのですけれども、文京区でも同じような事例があるのですね。五中と七中を統合して新しく音羽中というのができたのですが、そのときに、やはり校地が狭いのに隣に公園がありまして、それを学校で全部使うのではなくて、昼休みだけとか放課後だけとかに時間を限定して子どもたちが使いたいという案を出して、大分長時間議論したのですけれども、結局そういうことはなくなったのです。なくなって、統合したほうの片方の校庭が広がってあくので、子どもたちはグラウンドを使うときには数分かけて今の新しい校舎からそこまで行かなければ使えないという状況なのですが、それでも今それでやっているのですね。詳細について私は余りよくわからないところもあるのですが、いろいろな複雑なことでそういうふうになっているのだらうと思うのです。当然、「統合そのものに反対です」という立場の人もいるわけです。みんなが100%賛成ではないわけですから。「公園を使うなんてとんでもない。そんなにして校地、校庭が欲しいのなら統合をやめなさい。小規模校のままでいいじゃないですか」という意見もあるのだらうと思うのです。

それともう一つは、近所の方で公園をずっと使っている方もいます。公園は法的に一般に公開して使ってもらえる場所ですので、使用を占有するというのはなかなか難しいというところもあるのだと思うのです。

ほかにもそういう事例があるのかどうかわかりませんが、私は今回、中野区で場所なり時間なり調整してうまくできればいいなと思うのです。文京区の場合、ずっと昔からあった公園ですし、今度のは新しい公園ですから、その辺の違いがあると思うので、いろいろなやり方があると思うのですけれども、そんなふうにならないようにうまく使えるようになると、子どももいいし、区民の方もいいのかなというふうに思いますので、そう

いう使い勝手のいい公園にしていただければありがたいなと思っています。

ほかに何かありますか。

副参事（学校再編担当）

この具体的な用地の取得が可能になったということにつきまして、今後、公園の担当のほうと区の私どもと、今伺ったご意見等を十分伝えながら、子どもたちも使えるようなよりよい形でのスペースということで考えていきたいというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいですか。

大島委員

単なる感想なのですがけれども、中央中の学校を訪問しましたときに、校長先生が案内してくれて、「あそこに公務員宿舎が建つことになったので」と、非常に落胆したようにおっしゃっていて、「日当たりも悪くなるし、圧迫感もあるし、生徒が使うという可能性もなくなっちゃうし」というふうなことも聞いていたものですから、今回どういう使い方になるかというのはこれからいろいろ問題はあるでしょうけれども、とにかく公務員宿舎が建築されないことになって、その土地が使えるということ自体は大変よかったなというふうに思っております。

山田委員

すばらしいニュースだろうなと思っているのですがけれども、先日、区長さんとのお話し合いの中でも、中野区は今後、いわゆる都市計画、防災公園というのをいろいろなところで取得していろいろ整備していく中で、今、教育委員会では子どもたちの体力向上ということをやっているわけですし、区民の体力向上のことを考えれば、その防災公園といいですか、都市型公園の機能をどのようにしていくかは、やはり区民意見をいただきながら決めていかなければいけないのだろうなど。その中で、子どもたちが使えるような、例えば中野区では広いサッカー場等ありませんし、そういったものがもし兼用できるのであれば……。防災公園というのは、しょっちゅう防災があるわけではないのでという考え方に基づけば、そういった視点でぜひ区民的な意見を生かしながら、教育委員会としてもその辺をしっかりと打ち出していっていただければありがたいと思います。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、ないようですので、事務局報告②に移ります。

「中野区の図書館システムに係る個人情報の流出について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

中央図書館長

それでは、中野区の図書館システムに係ります個人情報の流出につきましてご報告をさせていただきます。

まず、概要でございます。今回、この個人情報が流出したという経過につきましては、2回に分かれてその事実が判明してございます。

まず最初に判明した事実でございますけれども、(1)の「2名分の個人情報の混入と流出」というところでございます。中野区の図書館システムに2003年現在で登録されておりました区民2名分の個人情報が、最近、他の自治体の図書館システム内に混入しているということがわかりました。原因といたしましては、当時2003年にシステム開発を行いました三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社が自社の作業用パソコンを持ち込み、テスト作業を行ったわけでございますが、テスト完了後、このパソコンを持ち帰るときにデータ消去が完全に行われずにプログラムの中にこの個人情報2名分が残存してしまったというのがそもそもの発端でございます。

少し補足を申し上げますと、その後に中野区と同じシステムを導入した自治体、これが判明しておりますのは76ございますが、それら自治体でシステムの構築を行う際に、中野区で使用しておりましたこのパソコンを再度使って、その際、ほかの自治体システム内のプログラムにこの中野区のデータが混入してしまった可能性があるということでございます。

また文書のほうに戻りますが、中野区と同じシステムを採用しております九州の二つの自治体の保守管理業務を受託しておりますシステム開発メーカーの関連会社が、このプログラムを誤ってインターネット上に置きまして、さらに外部からのアクセスを遮断しておかなかったといったようなことがございました。このことから、外部からアクセスがございまして、2人の者がこのプログラムをダウンロードしたことによりまして、結果としてデータが外部に流出したということでございます。

その後に実は、ダウンロードされましたプログラムの中の削除済み領域に復元可能な49名分の個人情報が混入しているということが新たにわかったわけですが、それがまた流出してしまったということを確認いたしましたところでございます。

次に、この49名分の個人情報の混入と流出の経過なのですが、こちらのほうを加えてご

説明申し上げます。

まず、削除データの復元と流出先ということでございますが、流出いたしました個人情報
を保有している2名、これは先ほど2名分のところで申しましたダウンロードした2名
ということでございますが、そのうちの1名の方が、10月16日に流出したプログラムの削
除済みの領域からこの49名分の個人情報を復元いたしまして、その復元されたデータを、
ダウンロードしたもう1人の方と新たな第三者が私どものほうに送信をしてきたところで
ございます。このことから、流出先と申しますのは、既にデータを保有しております最初
にダウンロードした2名の方に加えまして、第三者の3番目の方、この3名の方が現在中
野区の流出した個人情報を保有しているという状況でございます。

最初に2名分の個人情報が流出したということで調査を行ったわけですが、そのとき必
ずしも十分な調査が行き届いていなくて、削除済みの領域のほうを失念するというこ
もありまして、この三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社に対しまして再度改め
て全体の調査をお願いいたしまして、これ以上、中野区に係る個人情報はないという報告
が文書により提出されたところでございます。

裏面にまいります。これが大切な今後の対応ということになりますけれども、一つとい
たしまして、新たに混入・流出が確認されました49名の個人情報の当該の方に対しまし
ては早急に経過を説明するということといたします。さきにわかりました2人の方に対しま
しては、既に私のほうから直接面会いたしまして、事の経過等々について詳細ご説明をさ
せていただいたところでございます。

それから、二つ目でございますが、他の自治体の図書館システムに混入しているもの
については、三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社におきまして、同じシステム
を導入している全自治体、これは先ほど申しましたが、76ございます。削除済みの領域も
含めまして個人情報が含まれていないかということにつきまして早急に調査し、その結果、
発見されたものにつきましては復元不可能な方法によりまして完全な形での消去をさせ、
その結果を区に対しまして報告させることといたしました。

それから、三つ目でございますが、流出いたしました個人情報を保有している3名の方
に対しまして、これ以上の情報の拡散をしないということと、持っております情報につ
きましては、完全に復元不可能な方法によりまして消去するということを要請すること
といたします。

それから、最後でございますが、これら個人情報の流出に係りまして、今後万一何らか

の損害が発生したという場合につきましては、原因者であります三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社に対しまして損害賠償を求めるといことも対応として行ってまいりたいというふうに考えてございます。

本来きちんと管理するべき個人情報、このような経過をとりまして7年の時間を経て明らかになったということでございます。早急な対応を図ってまいりたいと思っております。

飛鳥馬委員長

それでは、質問等ございますか。

山田委員

この三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社と中野区との契約はいつごろから始まったのでしょうか。

中央図書館長

このシステムを導入いたしました2003年からでございます。2003年以前につきましては、区のシステムにつきましては、当時、オフコンのをやっております、この2003年の時点でそれをパソコンによりますシステムに切りかえるというときに、プロポーザル方式によりましてシステムの導入を検討いたしました。その結果、この2003年に新たなシステムを導入するに当たりましては、三菱電機が受注をいたしまして現在のシステムの導入に至ったというものでございます。

飛鳥馬委員長

ほかには。

大島委員

その会社と現在も保守・管理契約とかは続いているのでしょうか。

中央図書館長

はい、そのとおりでございます。システムの導入に当たりましては、そのシステムの設計そのものに著作権がございます。著作権そのものにつきましては、三菱電機がこれを保有しているということがございます。したがって、それ以降の保守・管理等々につきましては、当該三菱電機に指名するという形で、業者指定するという形で管理を継続しているところでございます。

飛鳥馬委員長

ほかにはどうでしょうか。

なかなか複雑なことで、私もよくわからないことがたくさんあるのですけれども、今、中野区個人情報を持っている人は3人という話がさっきありました。その3人は確定されている、相手はわかっているのでしょうか。

中央図書館長

はい、この3名については特定はできてございます。

飛鳥馬委員長

「完全に消去するように要請するとともに」と。もう要請はしたのですか。

中央図書館長

はい。正式な要請につきましては行ってございます。

飛鳥馬委員長

それは中野区として行うのでしょうか。三菱が行うのでしょうか。

中央図書館長

区として、この3名の方に対しまして、教育長名によりましてその消去を依頼したというものでございます。

飛鳥馬委員長

よくわからないのは、何でこういう資料をコンピュータから検索して手に入れるのかということ。何の目的か、そういうのがわかるのでしょうか。

中央図書館長

少なくとも、この3名の方とコンタクトはとってございますが、いわゆる愉快犯と申しますか、そういった形。あるいは、中野区に対して何らかの悪意を持ってということでないということについては確認をしてございます。

飛鳥馬委員長

こういう事件で余りよくわからないと申しますか、完全に削除するためにはお金が欲しいとかそういうのがあるのかどうか。どうでしょうか。

中央図書館長

その件につきましても、特に代償を求めるといことはないと申してございます。

飛鳥馬委員長

ほかの方はどうですか。何かわからないことばかりあるのですけれども。

本当ならば、三菱はプロだからこういうことはよくわかっていると思うのだけれども、復元可能な消去とか、完全に復元できないような消去とか、何で段階があるのですか。こ

の文章を見ると、これがちょっとわからないのです。この文章ではそう書いてあるのですけれども。

中央図書館長

当初のデータを削除するときに、やり方はいろいろあるのですが、中野区でシステムを構築したときに、いわゆる一般の標準型の図書館システムをパッケージとして購入してソフトとして使用するわけですが、ただそのまま活用するというのではなくて、当然ですけれども、自治体ごとに若干の仕様と申しますか、カスタマイズしてそれをつけ加えるわけでございます。ところが、通常でありますと、そのシステムを構築したときに、その上から上書きで消去を図る、要するに標準型の元のシステムを上書きして消去するということになるのですが、中野区用に一部カスタマイズした部分がございます、その部分について十分な消去が行われていなかったということでございます。そのうちの一部、2人分は形跡がそのまま残る形で、要するに可視化された状態で残っていた。49名分については、一度削除はしてあるのですが、通常、完全に削除する場合については、その上から例えば無意味な情報を上書きして消去するといったような形なのですが、単純にただ削除して削除済みの領域のほうに移行した。要するに可視化のものを単に水面下におろしたというだけでございます。したがって、水面下にまだ残っているわけでございますので、それを復元処理すれば、海面上に浮かび上がる。今回わかったのはそういうものでございます。

教育委員会事務局次長

本来2名分のデータ流出は、先ほど副参事が言ったように、その部分はプログラム上見えているのですね。ですから、発見はできる。発見できたときに、当然プロですから、可視化になっていない削除済みの部分まで本当は三菱のほうでわかっていなくてはいけない。今回入手した人は自分でプログラムを組んでそれを可視化したということですから、当然、三菱もその能力・技能を持っているし、個人情報ということを考えれば、当然それは最初の段階でつかんでいなければいけないということだと思えます。それがわからなかったというところにも、三菱の落ち度と申しますか、そういったところがあるのかなというふうには思っています。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

能力的にはかなり高度な技術がないと復元できないのでしょうかね。

教育委員会事務局次長

その方はかなり高度な能力を持っている方です。

飛鳥馬委員長

なるほど。わかりました。大体わかってきました。

これはたまたま図書館ですが、学校のコンピュータの成績とか何かはこういう可能性があるのかどうか、その辺ちょっとわからないのですが、何かわかりますか。

指導室長

いわゆる学校の個人データが入っているものについてはネットにつなげておりませんので、外部からということはないということになります。

飛鳥馬委員長

わかりました。

ほかはいいでしょうか。

<協議事項>

飛鳥馬委員長

それでは、次の協議事項に移ります。

協議事項、「『中野区教育ビジョン（第2次）』案について」の協議を進めたいと思います。

説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をいたします。

まず、1の「中野区教育ビジョン（第2次）案」でございます。先日もご報告いたしました意見交換会等のご意見等を踏まえまして、事務局で別添1のとおり、「中野区教育ビジョン（第2次）案」の（案）を作成してございます。お手元にあるかと思えます。

それから、2の「素案からの主な変更点」でございます。別添2で説明させていただきますが、文章表現につきましては文言整理を行ってございますが、説明は省略させていただきます。

別添2をごらんいただきたいと思います。左側の欄が素案、右側の欄が案でございます。

まず、1ページの第2章の修正点でございます。教育委員会の役割について現状の把握、また、他部署との連携について行ってほしいという意見交換会でのご意見がございましたので、その点、下線のとおり記述を追加してございます。

また、第3章・目標Iでございます。10ページのところでございますけれども、保育園

や幼稚園等から小学校への不適應の原因について、区立幼稚園長会からご意見をいただきました。子どもたちの新しい環境に適應する力が十分にはぐくまれていないことも原因の一つとして考えられるということでございますので、下線のとおり修正をさせていただきます。

また、目標IIIでございます。21ページの「現状と課題」の「ICTを活用した教育の推進」でございますが、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、これは文部科学省の調査でございますけれども、その調査結果は素案では20年度を載せてございましたけれども、21年度の新しいデータに更新をさせていただきます。

それから、目標IVでございます。28ページの「現状と課題」の「健康な生活習慣の確立」のところでございますけれども、歯科健診虫歯有病者率のデータでございますが、平成20年度のを平成21年度に更新させていただきます。それから、30ページの「現状と課題」の「子どもたちの体力向上」のところでございます。子どもたちの遊ぶ空間の確保策として公園の整備をしてほしいという区民意見がございましたので、これについて公園の整備をしていきたい。子どもたちが外遊びができる公園等を整えていきたいという内容の記述を追加させていただきます。また、「取組の方向」「今後5年間で重点的に進める取組」についても追加をさせていただきます。

それから、目標Vでございます。37ページ、「現状と課題」の「いじめや不登校等への対応」のところの「小中学校の不登校児童・生徒数（過去3年度分）」ということで、これを19年度から21年度までの3年間ということで21年度のデータを追加させていただきます。

それから、38ページ、「成果指標と目標値」でございますが、「不登校の児童・生徒が通学復帰をした割合」でございます。このデータについても、20年度のものから21年度のものに更新したほか、26年度の小・中学校の目標値と31年度の中学校の目標値を21年度の実績に合わせて修正をさせていただきます。

それから、目標VIIIでございます。50ページの「目標に対する基本的な考え方」のところでございますが、質問をいただいております。国が示す35人学級への対応について質問をいただきましたので、その記述を追加させていただきます。それが50ページ、51ページでございます。

52ページのところに「こども110番」の記述がございましたが、これは「中野区こども110番の家事業」ということで正式名称に変更させていただきます。

63ページから65ページでございますけれども、参考のデータとして、「区立小学校児童数、中学校生徒数の推移」「区における就学前乳幼児の施設利用状況(年齢別)」「区教育予算の

推移」の各グラフを追加してございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問、ご意見がありましたらお願いします。

副参事（教育経営担当）

申しわけございません。3の「今後のスケジュール」でございます。教育委員会で、今回も含めてご協議をいただきまして、11月に教育委員会で案の取りまとめを行いまして、12月から1月にかけて案についてパブリックコメント手続を実施したいというふうに考えてございます。1月から2月にかけて、パブリックコメント手続の結果に基づきまして教育委員会で改めて協議をしていただきまして、議決を行い、「教育ビジョン（第2次）」の公表をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

今のお話ですと、協議がまだあるのですか。きょうで終了ではないのでしょうか。どうでしょうか。

副参事（教育経営担当）

きょうも当然ご協議いただくわけですけれども、本日、協議が終了しなければ、次回協議をしたいというふうに思います。

飛鳥馬委員長

終了すれば、今の11月とかというのはないわけですね。

副参事（教育経営担当）

11月までに案の取りまとめができればということのスケジュールでございます。

飛鳥馬委員長

わかりました。そういう予定だそうです。

それでは、協議に入ります。

ご意見ありますか。

大島委員

2番目に書いてあるというか、2ページのところで、項目で言うと1ページ目の上から2番目なのですけれども、保育園・幼稚園から小学校への接続の問題で、「新しい環境に適応する力が十分はぐくまれていないことも原因の一つ」というのが加えられたわけなので

すが、これは、保育園とか幼稚園の先生方のご意見というふうに今聞いたような気がするのですが、これはどういう問題意識なのかというのは、もし何か補足説明があればお願いしたいのです。保育園・幼稚園側からどのようなところからこれが育っていないんだとか、問題と見ているのかというところについて。

副参事（教育経営担当）

このご意見は区立幼稚園長会のほうからいただいたご意見でございまして、小1プロブレムというようなことが近年非常に問題となっているわけです。これは区立幼稚園のほうから見た考え方だと思いますが、子どもたちの環境が違うというのはもともとあるわけで、その上で最近問題になっている背景というのは、幼稚園、保育園、あるいは家庭でギャップといいますか、違いを乗り越えていく力がどうもはぐくまれていないのではないかなという問題意識があるというふうに伺っております。

大島委員

それがどこに起因しているのかというのはなかなか難しい問題だし、幼児教育という観点からも大きな問題なので、いろいろな方が研究されたりしていると思うのです。つまり、教育機関のほうの教育のやり方に問題があるのか、子どもを育てるやり方に問題があるのか、あるいはその両方かとかいうようなことがあると思うのです。今もおっしゃったように、昔はそんなに大きく問題にならなかったということは、環境が変わることを乗り越える力があったのが、今の子どもはそれが身につけていないという、そういう時代的な変化というものもあるのかなと。そういう問題意識が皆さんにあるのかなと思ったりするのです。この文言を入れることに反対とかという意味ではなくて、これはこれでそういう問題意識があるので、これを指摘することはいいと思うのですけれども、それへの原因の探求とか対策とかは一生懸命取り組まなければいけないことなのではないかなというふうに思います。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。今のに何かありますか。

山田委員

今のくくりは、「現状と課題」のところですね。「課題」で、新しい環境に適応する力が十分にはぐくまれていないということであると、では、どのようにプランニングするのかなというところの書き込みが後ろの12ページのところでは少し弱いかもしれないということにはなるのかなということではないかと思うのです。

副参事（教育経営担当）

そういった力をはぐくむ対策でございますけれども、一般的に家庭の養育力の低下だとか、地域の教育力の低下といったこともございますので、これは、幼稚園、保育園、あるいは小学校と関係機関だけで解決する問題ではなくて、やはり子ども家庭部が進めております、子育て・子育て支援といったものとも密接に協力関係を築きながら解決していかなければならない問題なのだろうというふうに考えてございます。今後、ビジョンに基づきまして施策を進めていく段階では、やはりそういった点が重要になるのではないかというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

私はこれは両面にとれるので、これでもいいのかなと思っております。つまり、園長先生方がこう考えているということは、小学校へ不適應を起こさない、早く環境に適應してほしいという願いがあって、そのためにどうしたらいいかという園の教育をするということを行っているのだろうと思うのです。そうでなくて、「それは小学校の仕事でしょう」と言われてしまうと、本当はそうかもしれないのですね。もう入学してきたのですから、適應するしないというのは小学校の教育かもしれないのですけれども、園長先生たちがそう言っているので、小学校側が言っているのでなければ逆にいいのかなというふうな気もするのです。もちろん、小学校でもやってくれると思うのですけれども。ただ、状況としては、いろいろな子がいますから、いつになっても落ちつかなかったり、言うことを聞かなかったり、非常識だったりする子は多分ふえているのだろうとは思っているのですね。そういう子に対してそう言っているのだろうと思うのです。

質問ということではなくてちょっとした意見です。

何かほかにもございますか。

あとは、「遊ぶ空間」のところはよろしいですか。2ページの一番上。

大島委員

質問ではないのですけれども、今おっしゃった2ページの一番上のところについては、記述が非常に細くなったということで、特にスポーツや運動に親しむというだけでなく、「日常的に身体を動かすことができるよう」というのが入ったということがみそかなと思います。さっきの江古田小の話ではないのですけれども、運動やスポーツが好きで得意だという子どもだけを対象にするのではなく、苦手な子どもたちでも、そんなにレベルは

高くなくてもいいから、とにかく体を動かすということが大事だと思いますので、そういう子たちも視野に入れた書き方になっていると思うので、これは大変いいのではないと思います。特に、スポーツ、運動というのではなくて、外遊びができるというような言い方になっていて、レベルは低くてもいいから、とにかく体を動かすということを推奨しているというような書き方で、このほうがいいのではないかなと私は思いました。

飛鳥馬委員長

あとは、「35人学級」ということがちょっと入っていますが、これでよろしいですか。

高木委員から何かご意見は、これに対してはありますか。

副参事（教育経営担当）

お手元の資料について、高木委員のほうに事前にお送りし、ご意見を伺っております。そのご意見ですが、特に定例会でご紹介いただく意見はございませんということでございます。なお、事前の説明で修正をお願いした部分については適切に修正されていることを確認しましたということでございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

ほかは何かございますか。よろしいでしょうか。

山田委員

1点ですけれども、子どもの安全対策のところ「こども110番」の記述があるのですが、これは「中野区こども110番の家」というのが正式な名前なのだろうとは思いますが、広い意味で、タクシーでも今、「こども110番」とかやっていますよね。大きなくくりでは、中野区だけで取り組んでいるわけではなくて、中野区としては「こども110番の家」ということなのでしょうけれども、かなりいろいろなことで発信されて、全国的に「こども110番」という事業で展開しているように思うので、余り中野区だけにとらわれなくても、「110番の家」だけではないのではないかなという気がするので、その辺はどちらでもいいのですけれども、広くくくりでもいいのかなと。それだったら、「こども110番」で通じるのではないかという気がしました。

飛鳥馬委員長

この前、「中野」を入れてもらったのですね。

何かありますか。

副参事（教育経営担当）

山田委員のおっしゃるように、広くくりでどういう表現にするかということは、所管のほうとも相談して検討したいというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

どちらでもよろしいのでしょうか。区境に住んでいる子もいるでしょうし。

教育長

広い意味で、山田委員がおっしゃるようなことだと思えるのですけれども、この「こども110番の家事業」については、小学校PTA連合会がかなり協力というか、地域に働きかけて、個人のお宅だけでなく、企業ですとか、開業しているお医者さんとか、いろいろお願いをしている経過がありまして、この名前はかなり思い入れがあるかなと思いますし、区として補助金というか、ステッカー代ですとかPR経費などの負担もさせていただいて、そういう意味では公私連携の事業ということですので、「社会全体でも安全対策という意識や運動が醸成されているけれども」というようなことを書くとか、そういうこともあるかなと思います。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

大島委員

ほかには、一番上のところも非常に細かくなったのですかね。教育委員会の役目というようなことについても、区長部局とかいろいろ具体的なことも入れたということはいいかと思いますし、あと、全体にちょっと細かい表現になったというのはよろしいと思います。グラフとか資料の新しいものに差しかえたというのは当然のことかもしれませんが、これもいいことだと思いますので、全体としては今回改正していただいたのでいいのではないかと私個人は思います。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。山田委員、よろしいですか。何か全体的には。

山田委員

地域でのいろいろな相談活動を含めてこういったものにつくり上げていただいたわけですから、とりあえずこれで教育ビジョンとして私たちが議論した内容がかなり包括的にでき上がっていますし、きちんと修正もできていますので、この手順で、きょうお示しいただいたスケジュールに基づいて、最終的に来年の2月に公表できるような準備を整えてい

ただければありがたいと思います。

教育長

教育委員会の中で十分時間をかけて議論をしてきましたので、私たちとしても、今後、教育委員会事務局として、これの普及啓発と、これに盛り込まれている主な取り組みといますか、取り組み事項について全力を挙げていきたいというふうに思っていますが、普及啓発に当たりましては、詳細を読み取るということもかなりエネルギーを使うものでもありますので、概要版などを策定して、区民の方にわかりやすい啓発にも配慮していきたいというふうに考えています。

飛鳥馬委員長

それでは、先ほどもちょっと伺いましたが、協議がないようですので、協議は本日で終了してもよろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、「『中野区教育ビジョン（第2次）』案について」は本日で協議を終了いたします。

今後の取り扱いの確認のために説明をお願いします。先ほど説明がありましたが、何かあるでしょうか。

副参事（教育経営担当）

本日、協議が終了いたしましたので、本日のご意見も踏まえて事務局で案を作成させていただきます。改めて各委員にご確認をいただき、それを踏まえて案の策定手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

飛鳥馬委員長

それでは、事務局はこれまでの協議内容を踏まえて案の策定を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

それでは、傍聴者がすべて退席していますので、今後の教育委員会の開会予定のお知らせについては省略します。

これもちまして、教育委員会第31回定例会を閉じます。ご苦労さまでした。

午前11時22分閉会